

農地中間管理事業に関するよくある質問 Q & A

◆農地を貸したい方

(問1)

農地を貸したい場合、どこに相談すればいいですか？

(答)

県農業振興公社（以下「機構」という。）又は最寄りの市町村農政担当課、農業委員会、農業協同組合にある相談窓口にご相談ください。

(問2)

どんな人が機構に農地を貸せますか？

(答)

農業をリタイアしたいという方や経営規模を縮小したいという農家の方などが機構に農地を貸すことができます。

また、地域の複数の担い手が分散している農地を耕作している場合、担い手間で相互に交換したいときなどに機構を活用することができます。

(問3)

どんな農地でも機構は借り受けるのですか？

(答)

機構が借受できる農地は、農業振興地域内の農用地等で、機構が定める借受ルールに基づき借受を判断します。

例えば、再生不能と判定されている遊休農地や農地として利用することが著しく困難な農地及び機構が農地を貸し付ける可能性が著しく低い場合については、機構は借り受けないこととしています。

(問4)

農地の賃貸料（賃料）はどうやって決まりますか？

(答)

農地の賃貸料は、当該地域における整備状況等が同程度の農地の賃貸料を基本とし、機構又は市町村等が相手方と協議の上決定します。

(問5)

抵当権が設定してある農地を機構に貸したいが、解除の必要がありますか？

(答)

抵当権の解除の必要はありません。

(問6)

農地を機構に貸したいが、貸付期間は何年でもいいのですか？

(答)

機構への貸付期間は、原則10年以上としています。

(問7)

機構が借り受けた農地の貸付けは、どのようにして決まるのですか？

(答)

機構が借り受けた農地の貸付けは、借受希望者を機構が公募し、機構が定める貸付先決定ルールにより決定されます。

(問8)

機構に農地を貸し付ける農家に支援措置がありますか？

(答)

地域でまとまって農地を預ける場合には「地域集積協力金」が、その地域へ交付されます。また、農業部門の縮小により経営転換する農業者や農業をリタイアする農業者、農業を行わない農地の相続人には「経営転換協力金」、農地の集積・集約化に協力する農地所有者や耕作者には「耕作者集積協力金」が交付されます。

なお、交付単価や要件等については、最寄りの市町村農政担当課にご相談ください。

更に、所有する全農地を新たに、まとめて機構に10年以上の期間で貸付けると固定資産税が一定期間中は1/2に軽減されます。詳細につきましては、機構又は最寄りの市町村農政担当課にご相談下さい。

◆農地を借りたい方

(問1)

どうしたら農地を借りられますか？

(答)

まず、機構が行う借受希望者の募集（公募）に応募していただく必要があります。
その後、機構が借受希望者を公表し、機構が貸付先決定ルールに基づいて、貸付者を決定します。

(問2)

借受者希望者の募集（公募）はいつ行われますか？

(答)

借受希望者の募集（公募）は、原則として、1年を通して行うこととしています。

(問3)

農地を借りる期間や賃料はどれくらいになりますか？

(答)

機構が貸し付ける期間や賃料は、機構又は市町村等と借受希望者との協議により決定します。

(問4)

機構が借りた農地の貸付けは、どのようにして決定されるのですか？

(答)

機構が借り受けた農地の貸付けについては、原則として借受希望者の規模拡大や経営耕地の分散錯圃の解消に資することなどを踏まえて決定されます。また、当該農地に隣接し、農業経営を営んでいる借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うなどの優先配慮をするなど貸付先決定ルールに基づき決定されます。

(問5)

機構が簡易な基盤整備を行った後に農地を借りたいと思っているが、その場合の基盤整備費用はどうなるのですか？

(答)

借受希望者が負担することになりますが、負担する時期や負担方法については、機構との協議にて決定します。